

# 審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、 第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準：判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（交通部運転免許センターに申請する場合） 20日（警察署に申請する場合）
申 請 先：交通部運転免許センター 住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許センター運転免許管理課免許管理室 警察署交通課 【電話059（229）1212】
備 考：